

○厚生労働省令第二十三号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第八十八条第一項及び第九十三条の規定に基づき、健康保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月五日

厚生労働大臣 加藤 勝信

健康保険法施行規則の一部を改正する省令

健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）の一部を次の表のように改正する。

改正後

改正前

(法第八十八条第一項の厚生労働省令で定める基準)
第六十七条 法第八十八条第一項の厚生労働省令で定める基準は、病状が安定し、又はこれに準ずる状態にあり、かつ、居室において看護師等(看護師その他次条に規定する者をいう。第七十四条第一項第九号及び第七十七条において同じ。)が行う療養上の世話及び必要な診療の補助を要することとする。

(法第八十八条第一項の厚生労働省令で定める基準)
第六十七条 法第八十八条第一項の厚生労働省令で定める基準は、病状が安定し、又はこれに準ずる状態にあり、かつ、居室において看護師等(看護師その他次条に規定する者をいう。第七十四条第一項第九号において同じ。)が行う療養上の世話及び必要な診療の補助を要することとする。

(指定訪問看護事業者に係る指定の申請)

(指定訪問看護事業者に係る指定の申請)

第七十四条 法第八十八条第一項の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書及び書類を当該申請に係る訪問看護事業を行う事業所の所在地を管轄する地方厚生局長等に提出しなければならない。

第七十四条 法第八十八条第一項の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書及び書類を当該申請に係る訪問看護事業を行う事業所の所在地を管轄する地方厚生局長等に提出しなければならない。

一 四 (略)

一 四 (略)

五 申請者が、現に他の訪問看護ステーション、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の開設者であるときは、その概要

五 申請者が、現に他の訪問看護ステーション、病院、診療所又は介護老人保健施設の開設者であるときは、その概要

六 申請者が、同時に他の訪問看護ステーション、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を開設しようとするときは、その概要

六 申請者が、同時に他の訪問看護ステーション、病院、診療所又は介護老人保健施設を開設しようとするときは、その概要

七 十五 (略)

七 十五 (略)

2 (略)

2 (略)

(変更の届出)

(変更の届出)

第七十七条 法第九十三条の厚生労働省令で定める事項は、第七十四条第一項第一号、第四号、第五号、第九号及び第十号に掲げる事項(同項第九号に掲げる事項については、訪問看護ステーションとなる事業所の管理者の氏名、経歴(看護師等については、免

第七十七条 法第九十三条の厚生労働省令で定める事項は、第七十四条第一項第一号、第四号、第五号、第九号及び第十号に掲げる事項とする。

許証の写しを含む。)及び住所に限る。)とする。

附 則

この省令は、令和二年四月一日から施行する。